

## 寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（大成建設）

日 時 平成 14 年 12 月 3 日（火） 10:00～12:00

場 所 神奈川県庁分庁舎（財産管理課分室）

### 【ヒアリング項目】

- 1 脱水ケーキの再生利用について＜実施方針関係＞
- 2 配管設備について＜実施方針関係＞
- 3 その他

### 【ヒアリング結果】

- 1 脱水ケーキの再生利用について＜実施方針関係＞

#### <大成建設>

- ・ 脱水ケーキについては、適正処分することも可能としてペナルティの対象外とする事業内容に改めて頂くことを希望いたします。事業期間が 20 年間と長期にわたることから、再生利用先を安定的に確保することが難しいため、一時的にでも廃掃法に従った産業廃棄物の最終処分を認めて頂けると有り難いのですが。

#### <県企業庁>

- ・ 県企業庁では、現時点でも 100%再生利用を実施しており、最終処分場への埋立て等を容認する等の条件変更は困難であると思います。また、提案単価は 10 年間固定としていますが、再生利用の用途や受入先は、県企業庁と協議の上変更できますし、一時保管も認めております。さらに、再生利用に係る費用は（販売収入が無くても）県企業庁が負担する仕組みとしています。

#### <大成建設>

- ・ 廃棄物を処理する場合、再生利用の段階で販売できれば問題ありませんが、販売できない場合には、受入先は産業廃棄物処理業の許可を取得していなければなりません。今回の事業スケジュールから見て、これから新たに許可を取得して事業に参加するのは現実的ではありませんが、その反面、コスト面から見て脱水ケーキを購入して再生利用するというのも、あまり現実的ではありません。したがって、いずれにしても難しい局面があります。

#### <県企業庁>

- ・ 再生利用に係る提案単価の固定期間についてですが、何年ぐらいなら大丈夫ですか。

#### <大成建設>

- ・ 難しい御質問ですが、条件が良くても 5 年間が限界かと考えます。
- ・ 今後他の水道事業体の浄水場でも同じような事業を考えられると思いますが、そうになると脱水ケーキの再生利用において市場競争が激しくなることから、コスト面でさらに厳しい状況になると思われます。それ故に保険的な意味合いのものとして、「適正処分」を認めて頂きたいと申し上げているところです。

< 県企業庁 >

- ・ 廃棄物処理業の許可が不要であれば、再生利用先はあるのでしょうか。

< 大成建設 >

- ・ 具体的な内容は言い難いところですが、いろいろな再生利用方法があります。

< 県企業庁 >

- ・ S P C の側で再生利用のための前処理をして、前処理後の脱水ケーキを販売するという方法はどうか。

< 大成建設 >

- ・ 今回の事業では排水処理施設内で脱水ケーキの加工ができないため、それは難しいと思います。

< 大成建設 >

- ・ 園芸業者等からのヒアリング結果では、提案単価の 10 年固定は相当難しいと思われます。一時の園芸ブームが落ち着きを見せ、今後の需要量を 10 年間見通せる業者はいません。条件が厳しすぎて、逆に事業の安全性が損なわれてしまうのは如何なものかと考えます。適正処分へのペナルティと提案価格の 10 年固定は現実的ではありません。

< 県企業庁 >

- ・ 先程も触れましたが、県企業庁では現在でも 100% 再生利用を実施していますので、新たな排水処理施設の運営において、100% 再生利用はできなくても良いというのは、庁内的にもなかなか理解されないと思われます。そういった中で、提案単価の 10 年固定や適正処分へのペナルティという仕組みを用いることで、再生利用に関して一定の担保を求めているのです。何らかのシステムを設けなければ、再生利用についての担保が無くなってしまいます。

< 大成建設 >

- ・ 例えば、維持管理・運営期間は 20 年間ですが、再生利用業務については 20 年間ではなく、もっと短い期間を設定するようなことはできないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ S P C にお願ひする事業は分離して考えることはしませんので、再生利用業務の期間だけを短く設定することはできません。県企業庁としても長期に安定した再生利用が難しいということは十分認識していますが、だからこそ民間のノウハウ、マーケティング能力に期待しているのです。

< 大成建設 >

- ・ 当社の理解は全く逆でして、むしろ民間サイドでの対応の方が難しいと考えております。公共サイドで再生利用を考える場合には、コスト面をある程度犠牲にしても実施しようと考えられると思います。それでも難しいことに対して民間のノウハウを期待されても、民間サイドでは（コスト的に）もっと条件が厳しくなります。

< 県企業庁 >

- ・ 厳しい条件であることは分かりました。しかし、県企業庁としては事業の趣旨から安易に再生利用を諦めて「適正処分」に走るようなことは絶対に認められません。そ

のような事態に陥らない、何らかのアイデアはありませんか。

<大成建設>

- ・ 例えば、提案の段階で再生利用と適正処分の割合を提示させて、運営段階で適正処分の割合が上がってしまったらペナルティを課すというような仕組みは取れませんか。

<県企業庁>

- ・ それは難しいと思います。
- ・ いずれにしても、再生利用に関する条件については、県企業庁側の問題ですので、見直せるかどうか検討します。

## 2 配管設備について<実施方針関係>

<大成建設>

- ・ 河川横断する配管については、既設の配管施設を利用することによってコストダウンを図ることができると考えています。そのため、既設配管橋への共架を検討できる資料を提供してください。

<県企業庁>

- ・ 既存の水管橋は県企業庁の管理となるため、共架の提案は受け付けられません。

<大成建設>

- ・ 現在、排水処理施設の維持管理を受託している企業との情報格差を是正するためには、既存施設の設備図面、配管ルート図、電気関係の配線図も提供して頂くことが必要と考えます。また、そうすれば既存施設の改良について検討することもできますと思います。

<県企業庁>

- ・ 図面は可能な限り提供いたします。(ただし、配管についてはルート図しかありません。)また、随時現地調査できるようになっていますので、図面と合わせて確認して頂ければと思います。

<大成建設>

- ・ プラント・設備等既存排水処理施設の竣工図面を拝見できればと思います。基本的には、提示して頂ける図面を見ながら現地確認することになるかと思います。

## 3 その他

<大成建設>

- ・ 特定事業の選定におけるVFM評価での現在価値換算に当たっては、何年度を基準として割引しているのですか。

<県企業庁>

- ・ 現時点ではお答えできません。(入札公告時に参考価格を公表します。)

<大成建設>

- ・ 実施方針の事業目的で言われている「脱水ケーキの減量化」とは、どのような趣旨ですか。(どういう提案を求めているのですか。)

< 県企業庁 >

- ・ 消石灰等を添加しない無薬注方式を採用することにより、脱水ケーキの減量化を図るとい趣旨です。したがって、業務要求水準を達成している限り、この内容はクリアしている提案ということになります。

< 大成建設 >

- ・ 新施設の建設用地に埋まっている旧第一浄水場の遺構については、県企業庁の方で事前に撤去するとのことですが、その遺構の一部を残してもらい、利用させて頂くことは可能でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ それは不可能です。

< 大成建設 >

- ・ 事業者が管理する土地の範囲を確認させてください。

< 県企業庁 >

- ・ 実施方針添付資料 2-2 の A と C が、事業者が管理する土地です。

< 大成建設 >

- ・ 実施方針添付資料 9 の 5 ページにあるペナルティの清算、繰り越しについて確認させて頂きたいのですが、例えば前期に 10 ポイントのペナルティがあった場合に、そのうちの 8 ポイント分について改善措置がなされれば、繰り越されるペナルティポイントは残りの 2 ポイントのみという理解でよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そのように御理解ください。

< 大成建設 >

- ・ 返送水の濁度はどの地点で確認すれば良いのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 総合排泥池の返送ポンプピットが確認ポイントになります。

< 大成建設 >

- ・ 返送水を原因とするクリプトスポリジウムの被害については想定されていますか。

< 県企業庁 >

- ・ 原水中に多く含まれてくれば、当然返送水に関しても考えなければなりません、現時点では特に想定していません。(そのような事態になってしまったら対応を協議することになると思います。)

< 大成建設 >

- ・ 再生利用先からの受入証明書について、脱水ケーキを廃棄物として扱う場合には、廃掃除上のマニフェストをもって受入証明書として構いませんか。

< 県企業庁 >

- ・ それで結構です。

< 大成建設 >

- ・ 既存濃縮施設の老朽化に関する調査結果は、入札公告時の公表ということですが、コンクリート構築物に関しても調査されたのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 調査結果は公表いたしますが、老朽化診断結果というかたちでの公表にはならないと思います。(目視による診断は行いました。)基本的にコンクリート構築物については耐用年数的にも十分ゆとりがあることから、事業期間中のメンテナンスは不要であると考えております。万が一、何らかの不具合が生じた場合には、それが事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県企業庁が補修費用を負担します。